

## 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

株主総会資料電子提供制度の運用上の諸問題

2023年10月27日（金）15:00～17:01

大阪取引所5階取締役会議室及びオンライン開催

### 出席者（五十音順）

石田	真得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学人間社会科学研究科実務法学専攻特任教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
北村	雅史	関西大学大学院法務研究科教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
齊藤	真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科教授
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松尾	健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
行澤	一人	神戸大学大学院法学研究科教授

## 株主総会資料電子提供制度の運用上の諸問題

京都大学大学院法学研究科教授

前 田 雅 弘

### 目 次

- |                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. はじめに                        | 5-2 電子提供措置開始日        |
| 2. 株主宛の発送物の実際                  | 5-3 EDINET の特例       |
| 3. 会社法施行規則の改正                  | 6. 書面交付請求            |
| 4. 電子提供措置をとる旨の定款の定め            | 6-1 書面交付請求の方法        |
| 4-1 みなし定款変更と定款変更決議             | 6-2 書面交付請求の時期        |
| 4-2 定款変更決議とフルセットデリバリーを実施する旨の記載 | 6-3 書面交付請求と株主たる地位の喪失 |
| 5. 電子提供措置                      | 7. 異議申述手続            |
| 5-1 ウェブサイトのバックアップ              | 討論                   |

○川口 定刻になりましたので、今月の金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、京都大学の前田雅弘先生から、「株主総会資料電子提供制度の運用上の諸問題」と題してご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○前田 京都大学の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 1. はじめに

令和元年の改正会社法は、大部分が 2021 年 3 月 1 日に施行されましたが、改正法のうち特に株主総会資料の電子提供の部分については、相当の準備期間が必要になるという考慮から、施行期日は 2022 年 9 月 1 日とされていました。

ただ、少しややこしい経過措置が設けられまして、上場会社が電子提供措置をとらなければならないのは、施行日から 6 か月経過後、具体的には

2023 年 3 月 1 日以降に開催される株主総会からとされました（整備法 10 条 3 項）。

なぜこのような経過措置が設けられたのかといえますと、もし書面交付請求の規定を含めて施行日に電子提供制度に関する規定の適用を全面的に開始しますと、書面交付請求は基準日までにしておかなければなりませんので、株主には書面交付請求の機会が与えられないまま電子提供措置がとられてしまうおそれがあるからです。そこで、この問題を解決するために、書面交付請求の規定だけ先に適用を開始することにし、会社が電子提供措置をとるべき時期を遅らせることにしたのです。こうすることで、例えば 3 月下旬に株主総会を開催する 12 月末決算の会社であれば、9 月の施行日から 12 月末の基準日までの 3 か月以上、株主に書面交付請求をするための準備期間が確保されることとなります。

このようなわけで、結局、上場会社の多数を占

める3月末を決算とする会社では、今年6月下旬の株主総会が電子提供措置をとるべき初年度の株主総会でありました。

電子提供制度の内容については、前に本研究会で報告をさせていただいたところですが、本日は、多くの会社で電子提供措置初年度の株主総会を終えたということから、上場会社において、主に運用の実務において問題とされた様々な問題のうち、重要と思われるものを取り出して、報告をさせていただきます。

## 2. 株主宛の発送物の実際

この初年度、6月総会で株主に実際にはどのような内容の書面が送付されたのか、その実態を見ておきたいのですけれども、東証のアンケート調査では、次の3つに分類をしてその割合が示されています。この調査は、今年4月段階で各社に見込みを尋ねて、回答社数は1,918社であったということです。

- ①アクセス通知+議決権行使書面のみ 5.6%。
- ②アクセス通知+株主総会資料の一部（又は株主総会資料の要約版）+議決権行使書面 25.9%。
- ③アクセス通知+フルセットデリバリー 68.5%。

（東京証券取引所「2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向について」（2023年4月24日）（<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/tvdivq00000007jz-att/press.pdf>））

資料版商事法務に掲載された6月総会後の調査結果の数字もほぼ同じです（「株主総会概況」資料版商事法務472号（2023年）117頁。回答社数1,899社）。

ここから見てとれますことは、まず第1に、7割近い会社では、制度施行後も従前と同じくフルセットデリバリーを行っているということです。

ここでフルセットデリバリーと言っているの

は、文字どおり株主総会資料全部を書面でという意味ではなくて、書面交付請求に応じて交付すべき書面、すなわち電子提供措置事項記載書面と同じ内容の書面を送付したという意味です。

しかも、次に見ますように、会社法施行規則の改正によりまして、電子提供措置事項記載書面への記載を省略できる事項の範囲が大幅に広がったのですが、現実には、多くの会社では従前ウェブ開示をしていた範囲と同じ事項を省略したにすぎないようです（加藤崇司ほか「（座談会）電子提供制度下の株主総会初年度を終えて〔下〕」商事法務2335号（2023年）73頁〔中川雅博発言〕）。

結局、実態としては、書面交付請求をしていますが、してまいが、株主はみんな施行前と実質的には同じ範囲の事項を記載した書面の送付を受けたこととなります。

せっかく電子提供制度が施行されたにもかかわらず、会社がフルセットデリバリーを選択した理由としては、第1に、混乱を回避するため、つまり激変緩和のためとか、あるいは第2に、議決権行使比率の低下が懸念されたとか、あるいは第3に、比較的株主の数が少ない会社では、株主によって送付する書面が異なると、かえって費用がかかるということが指摘されています（加藤崇司ほか「（座談会）電子提供制度下の株主総会初年度を終えて〔上〕」商事法務2334号（2023年）14頁以下〔中川雅博発言〕）。

これらの理由で、当面はフルセットデリバリーを選択する会社が多いであろうということは施行前からある程度予想されていたところだと思います。

第2に、議決権行使書面を電子提供した会社は、アンケート回答会社以外も含め、1社も存在しなかったのではないかとされています（加藤ほか・前掲〔上〕15頁〔中川発言・塚本発言〕）。これにつきましても、次のような理由から改正の審議をしていた段階から予測されていたところです。

第1に、もし議決権行使書面まで書面での送付

をやめてしまいますと、株主側にプリントアウトの手間と費用をかけさせることになり、やはり議決権行使比率を低下させるおそれがあるということ。

第2に、議決権行使書面には株主ごとに氏名・名称及び議決権数を記載しなければならないことになっていますので（会社則 66 条 1 項 5 号）、もしこれをウェブサイトに掲載することになりますと、実務的な負担が大きくなります。そこで改正法は、会社が任意に議決権行使書面を書面で送付する場合には、ウェブサイトのほうには議決権行使書面に記載すべき事項を掲載する必要はないという手当てまでしていました（325 条の3 第2 項）。

第3に、いわゆる EDINET（金商 27 条の 30 の 2）の特例によりまして、株主総会資料の電子提供を EDINET で代替できることにされていますけれども、議決権行使書面に記載すべき事項についてだけは、株主の氏名などを不特定多数の者に開示するのは適当でないという考慮から、EDINET による開示では代替できないことになっています（325 条の3 第3 項括弧書）。

ですので、EDINET の特例を利用して完全に電子提供措置を省略しようと思えば、議決権行使書面は書面で送付する必要があるということになります。

以上のような理由から、改正法施行前の早い段階から、議決権行使書面は紙で送る会社が多いだろうと予測されていたのですけれども、アンケート調査によれば、実際にそのとおりの結果になったということです。

以上が送付物の実態についてです。

あと、初年度に実際にどの程度の株主が書面交付請求をしたのかということが気になるころでありまして、まだ詳しいデータは出ていないようですが、実務家の座談会記事によりますと、ある株主名簿管理人への委託会社全体の数字では、今年3月末時点のデータとして、株主の人数比率で 0.5%程度と言われています（加藤・前掲〔下〕

71 頁〔中川発言〕）。

今年の年末の「旬刊商事法務」の株主総会白書では詳しいデータが出るかもしれませんが、一般に予想されていたよりは少ないという印象を受けます。もっとも、前述のように、そもそも初年度は7割近い会社が書面交付請求の有無にかかわらずフルセットデリバリーを行いましたので、現時点での 0.5%程度という数字はさほど参考にならないのかもしれませんが。

### 3. 会社法施行規則の改正

続きまして、運用上の諸問題を検討する前に、制度施行後の法務省令の改正により、電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項が拡大されていますので、先にその改正内容を簡単に取り上げさせていただきます。

電子提供措置事項記載書面、すなわち書面交付請求に応じて交付すべき書面に記載を要しない事項の範囲は、まず法制審議会の審議の過程では、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項（会社則 94 条 1 項・133 条 3 項等）と完全に同じ範囲にするということが予定されていました。

しかし、その後、法務省令を作成する段階になり、あえて書面交付請求をする株主に対しては、書面によって十分な情報提供をするのが適切であるなどの理由から、電子提供措置事項記載書面に記載しなくてよい事項の範囲は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項よりも、少しだけ狭く定められていました（会社則 95 条の 4 第 1 項）。

具体的には、レジュメ 2 ページの点線で囲った事項が当初の法務省令で記載を要するとされた事項の全体です。そして、そのうち☆印を付けた事項、すなわち事業報告における会社役員の責任限定契約に関する事項、連結計算書類のうち連結貸借対照表・連結損益計算書については、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象ではあったのですが、電子提供措置事項記載書面には記載しなければならないことにされていました。

しかし、この当初の規定が施行されるより1年ぐらい前、2021年9月28日に開催されました規制改革推進会議デジタルワーキンググループにおいて、電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項を拡大することについて要望があり、これを受け、「商事法の電子化に関する研究会（電子提供措置事項記載書面）」が立ち上げられました。この研究会で検討結果が取りまとめられ、その報告書が「商事法の電子化に関する研究会（電子提供措置事項記載書面）における検討の結果について」（令和4年8月）というものです。

これに基づき、令和4年12月26日公布・施行の法務省令の改正によりまして、電子提供措置事項記載書面に記載を要しない事項が拡大されました。これが現在の会社法施行規則95条の4の規定になっています。

具体的にどう変わったのかといいますと、改正前の記載を要する事項は、レジュメの点線で囲った四角の中全体で、相当多数列举されていましたが、改正によって、これが大幅に縮小されました。すなわち、波線を引いたもの以外は省略をしてよろしい、波線の事項だけを記載すれば足りるということになりました。具体的には、株主総会参考書類では議案、事業報告では資金調達等に関する事項（会社則120条1項5号）、重要な親会社・子会社の状況（同項7号）、会社役員の氏名（会社則121条1号）、会社役員の地位・担当（同条2号）、報酬に関する事項（同条4号～6号の3）だけになりました。

さて、記載書面への記載を要しない事項の範囲を余りに広げますと、書面交付請求の制度が空洞化して、結局、デジタルデバイドの問題に適正に対処できないことになります。

研究会報告書では、①記載を要しない事項の拡大が法律による委任の範囲にあるかどうかという観点、および②委任の範囲にあるとしても、それが政策的に適切かどうかという観点、これら2つの観点から分析を行い、記載を要しない事項を拡大する法務省令改正を提言しました。

このうち前者の観点、すなわち法律による委任の範囲にあるかどうかという観点については、第1に、株主総会決議事項に関連する情報は典型的に重要度が高いと考えられること、第2に、これまでのウェブ開示によるみなし提供制度によって記載の省略が認められてきた事項については、大きな不都合が生じておらず、必ずしも株主にとって重要度は高くないと考えられること、という2つのアプローチからこういう線引きをしたということです。そして波線以外のものは省略してよいという結論を導いたわけです。

結論は穏当なものだと思うのですが、ただ、報告書で挙げられました株主総会決議事項に関連するかどうかという基準は、相当に曖昧であります。株主総会参考書類の記載事項で決議事項との関連がないというものはないはずでありまして、決議事項との関連性を言い出しますと、株主総会参考書類記載事項ならば一切省略は認められないということになりかねません。他方で、事業報告とか計算書類の記載事項で今回省略が認められた事項、すなわち事業の経過・成果ですとか貸借対照表・損益計算書なども、確かに直接には決議事項に関連しないとしましても、間接的には取締役の再任議案などに関連してくるはずですから、株主総会決議事項との関連を考えてみてもあまり意味はないのであって、結局は典型的に重要かどうかという曖昧な基準にならざるを得ないのではないかと思います。

後者の観点、省略を認めることが政策的に適切かどうかという観点につきましては、報告書では、デジタル化の進展に伴う社会情勢の変化などを考慮して、広く省略を認めるべきだという考え方をとっており、正当であると思われまます。

あと、少し細かな話で、研究会の報告書では触れていませんでしたけれども、事業報告に係る監査報告（会社則95条の4第1項2号）及び計算書類に係る監査報告・会計監査報告（会社則95条の4第1項3号）につきましても、この法務省令改正で記載書面での省略が認められるに至

っています。

このように、改正の結果、省略できない事項は相当わずかになったのですけれども、先ほど少し触れましたように、現実には、多くの会社では保守的に、従前ウェブ開示していた範囲と同じ狭い範囲の事項を省略したにすぎないようです。

ただ、今後会社が記載を最小限に切り詰める措置をとりますと、株主としては、わざわざ書面交付請求をしても、書面で提供してもらえらる事項は、結局波線を引いた、このわずかな事項にすぎなくなっています。

以上は、記載書面で省略できる事項の範囲についての改正ですけれども、これとパラレルに、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項につきましても、研究会報告の提言を受けて、拡大をする法務省令改正がされています（会社則133条3項、計算則133条4項）。結果的には、記載書面で省略できる事項の範囲に合わせてウェブ開示の方も見直しがされ、先ほどの波線以外の事項は全てウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされました。これも合理的な措置であると思われる。

#### 4. 電子提供措置をとる旨の定款の定め

##### 4-1 みなし定款変更と定款変更決議

それでは、ここから制度の運用に関わる若干の問題を検討していきたいと思えます。

上場会社については、電子提供制度の利用が義務付けられ（振替法159条の2第1項）、振替株式を発行している会社については、電子提供措置をとる定款の定めを設けるとい定款変更決議がされたらとみなされます（整備法10条2項）。でするので、現実の定款変更決議なしに定款変更がされたということになります。

もっとも、実務では伝統的に、定款変更があったらとみなされて現実の定款変更決議が不要とされる場合にまで、定款変更の決議を現実に行うことが慣行になっています。例えば、株券電子化のときも、上場会社では一般に、株券を発行する旨の

定款の定めを廃止するという定款変更決議を現実に行っていました。

今回の電子提供制度の利用についても、3月末決算の上場会社では、改正法の施行日2022年9月1日に先駆けて、2022年6月の定時株主総会で、施行日を効力発生日として、電子提供措置をとる旨の現実の定款変更決議が行われたようです（全国株懇連合『電子提供制度の実務対応』（全国株懇連合、2022年）24頁参照）。

このように、定款変更があったらとみなされる事項について定款変更決議をしますと、その決議の効力が問題になります。

立案担当者は、定款変更があったらとみなされる事項についても、改正法の施行を条件として定款変更決議をすることができるという考え方を明らかにしています（神田秀樹ほか「（座談会）令和元年会社法改正の考え方」別冊商事法務454号（2020年）88頁〔竹林俊憲発言〕）。

しかし、上場会社では、法律の力で施行日を効力発生日とする定款変更がされることになりますので、施行を条件として現実に定款変更決議をしても、法的には意味がないのではないかと、つまり、現実に決議が否決されても効力発生日に定款は変わるので、結局、現実に決議をしても、その決議は無意味、つまり無効と考えていいのではないのでしょうか。

あるいは、立案担当者が「決議できる」と言っておられるのは、決議をしても違法ではありませんという程度の意味であって、特に決議の効力には言及していないのかもしれませんが、それならいいのですが、決議できると言っておられることの趣旨が、何か法的な効果に結び付く意味のある決議だという趣旨なのだとしますと、少し引っかけるところです。

これまでのみなし定款変更についても、学説はこう考えてきたのではないかと私は理解していたのですが、必ずしも学説で十分に議論されたことはないのではないかとおられますので、この機会に問題として取り上げさせていただきます。

#### 4-2 定款変更決議とフルセットデリバリーを実施する旨の記載

今の問題に関連するやや細かな問題ですが、実務では、現実の定款変更決議をする際に、株主総会参考書類における議案の説明の中で、電子提供制度というのはこういうものですよという説明をするのと同時に、併せてフルセットデリバリーを実施する会社では、「当社は、当面は書面交付請求の有無にかかわらず、従前と同様に株主総会資料を書面で提供します」という趣旨の文章を記載する例が少なくなかったのではないかと思います。つまり、どうせ書面を交付しますから、そんなにあわてて書面交付請求をする必要はありませんということを株主に示しておきたいという趣旨です。

そこで議案の説明の中で「当面は書面を送付する」という文言を記載したときに、それが法的にどのような意味を持つのかということを考えておきたいと思います。

前述のように、定款変更決議は法的に無意味なものだ、無効なものだと解するとしても、その議案に付された説明文の中で、「当面は書面を送付する」と会社が決定をして株主に表示した以上は、特に状況に変化がない限りは、少なくとも当面は従前同様に書面を届けるよう尽力することが取締役の義務になるのではないのでしょうか。

例えば、2022年6月の株主総会で今見たような記載をしておきながら、特に状況の変化もないのに、2023年6月の株主総会で書面を届けないことにしますと、取締役の善管注意義務違反の問題を生じるのではないかと、つまり、いかに無効な決議に関する議案についての説明であっても、会社としてそういう意思決定をして外部に表明したからには、取締役は法的に拘束されるのではないかとこのように考えたいのですけれども、いかがでしょうか。さらには、決議方法が著しく不公正であることを理由として、決議取消事由（831条1項1号）が生じるおそれも否定できないように

思われます。

そして、事前にこのような表示をしても、正当な理由があれば、フルセットデリバリーをやめることは差し支えないでしょうけれども、その場合でも、書面交付請求をしなくても当分は書面がもらえると期待した株主の利益を害しないように、フルセットデリバリーをやめて、書面交付請求をした株主にしか書面を送らないことにするのであれば、基準日より相当期間前に、次回の株主総会からはフルセットデリバリーを行わない予定ですということ、合理的な方法、例えば前年度の株主総会の招集通知に記載しておくなどの方法で、株主に予告しておく必要があるのではないのでしょうか。

#### 5. 電子提供措置

##### 5-1 ウェブサイトのバックアップ

電子提供制度の下では、招集通知、いわゆるアクセス通知に、電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス等を記載しなければなりません（325条の4第2項3号、会社則95条の3第1項1号）、そのウェブサイトの数に制限は設けられていません。したがって、電子提供措置の中断が生じるリスクを軽減するなどの目的で、複数のウェブサイトで電子提供措置をとることができます。

そして、施行前の早い段階から、東京証券取引所がバックアップのウェブサイトの1つとして東証のウェブサイトの利用を認める見込みであることが伝えられていましたが、予定どおり東証がそのウェブサイトの利用を認めています。

すなわち、東京証券取引所は、投資者向け公衆縦覧用のウェブサイトである東証上場会社情報サービスにおいて、上場会社の株主総会資料を掲載していますが、上場会社は、電子提供措置をとる媒体の1つとしてこのサイトを利用することができます。1度クリックするだけでは、直ちに電子提供措置事項にまではたどり着かないのですが、何度かリンクをたどっていけば、電子提供措置事

項にたどり着くことができることになっています。

ただし、東証によりますと、このサイトは、「上場会社各社の自社ウェブサイト等のバックアップとして補助的に利用いただくことを前提とするもの」とされています（東京証券取引所「株主総会資料の電子提供措置における東証ウェブサイト利用時の留意点」（2022年12月27日更新））。

したがって、会社がこのサイトを電子提供措置をとる唯一の媒体とすることや、このサイトを主たる媒体として、自社ウェブサイト等をそのバックアップとするような利用の仕方を、東証は認めないものと思われます。

そして、東証のウェブサイトバックアップとして利用することで、会社は電子提供措置の中断が生じるリスクを軽減することができます。もっとも、電子提供措置が途切れる場合、つまり、もはやアクセス不能になる場合は、バックアップによって中断がなかったことにできるでしょうけれども、電子提供措置事項の内容が変更された場合には、株主は変更があったことに気づかないのが通常ですので、幾らバックアップがあっても、中断があったと解さざるを得ず、したがって、救済の要件（325条の6。「中断」には変更を含む）を満たさない限りは、決議の瑕疵にならないと解するのは困難だと思われます（藤田友敬＝澤口実編著『新・改正会社法セミナー』（有斐閣、2023年）19頁）。

## 5-2 電子提供措置開始日

ウェブサイトへの掲載期間の開始日、いわゆる電子提供措置開始日は、株主総会の日の3週間前の日、又はこの日より早く招集通知を発出する場合はその発出日です（325条の3第1項）。

ここで、サーバーのダウン等で電子提供措置開始日に電子提供措置をとることができなかった場合に、電子提供措置の中断に関する救済（325条の6）が働くのが問題になります。

救済規定325条の6の文言を見ますと、「電子提供措置の中断が生じた」とあり、一旦電子提供

措置が開始された後に途切れた場合を想定しているように読めます。しかし、初めから電子提供ができていない場合と、一旦開始してその後途切れた場合とで、救済を区別する理由はないのであって、初めから電子提供ができていない場合にも救済規定の適用はあると解すべきだと思われます（北村雅史「電子提供制度に関する法的諸問題Ⅰ」会報〔大阪株式懇談会〕）811号（2022年）44頁）。

他方、電子提供措置開始日より前の日から早期に会社が電子提供措置事項を電子提供措置を行うウェブサイトに掲載しても、その日が電子提供措置開始日となるわけではありません。電子提供措置開始日までの間は、その電子提供は任意に行われるものにすぎないのであって、これに中断が生じたとしても、法的に問題はないと考えられます（北村・前掲52頁）。

## 5-3 EDINETの特例

EDINETの特例により、株主総会資料の電子提供をEDINETで代替することができますが（金商27条の30の2）、このEDINET特例を利用しますと、「電子提供措置をとることを要しない」とになります（325条の3第3項）。つまり、EDINETによる開示は電子提供措置の方法の1つという位置付けにはなっていないので、電子提供措置の中断に関する規定（325条の6）の適用はありません。

このように、中断に関する規定の適用がないことから、EDINET特例を利用するメリットの1つとして、EDINET特例については、期限までに有価証券報告書等の提出を完了すれば、その後は中断のリスクを考慮する必要がない旨を指摘する見解があります（渡辺邦広ほか「株主総会資料電子提供制度の実務対応 Q&A（5）」商事法務2307号（2022年）97頁）。

しかし、中断に関する規定の適用がないということは、中断という事態を観念しないということではないはずであって、理論的には、もしも中断



が生じれば、むしろ救済の余地なく決議の瑕疵になると解さざるを得ないのではないのでしょうか。EDINET を利用すれば、その開示が中断するという事態が現実には想定しがたいことから、中断のリスクが現実にはないだろうというにすぎないと考えるべきではないかと思えます。

## 6. 書面交付請求

### 6-1 書面交付請求の方法

書面交付請求の方法に限定は設けられていませんので（325 条の 5 第 1 項参照）、電話又は電子メール等によることも認められます。しかし、実務上は、定款に基づく株式取扱規程におきまして、書面交付請求は書面によって行うべき旨が定められるのが一般です（「株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について」

〔2022 年 4 月 8 日、全国株懇連合会理事会決定〕）。

もし電話等での請求を認めますと、会社として事後に請求の有無を確認することが困難になることが懸念されるというのがその理由です。適法な請求があったにもかかわらず、記載書面を交付しないということになりますと、決議取消事由になると考えられますので、会社としては、請求の有無が明確になるようにしておく必要が認められます。

既に従前から振替法上の少数株主権等（振替法 147 条 4 項）の行使は書面によるべき旨が株式取扱規程で一般に定められてきたところであり、学説上も特にこのことについて疑義は示されてきませんでした。今回の書面交付請求権は振替法上の少数株主権等には含まれませんので、全株懇モデルでは、株式取扱規程上、少数株主権等とはまた別に規定が設けられていますけれども、書面によるべきこととしてよいかどうかについて、少数株主権等と区別する理由はありません。

確かに、会社法が要求していない請求の方法を株主に求めることは、明文の根拠なしに株主権行使の方法を制限することになるのですけれども、

合理的理由に基づく相当程度の制限であって、少なくとも定款又はそれに基づく株式取扱規程に定めれば許容されると解してよいと思えます。

したがって、書面によるべきであるという定めを設けた会社は、書面によらない請求を拒絶することができることとなります。もっとも、その請求が書面によることなく電話等で行われてきた場合に、会社が書面で請求するように案内する措置をとることもなしに、単に請求の拒絶のみをすることは、招集手続が著しく不公正であると見られる余地を否定し切れないのではないのでしょうか。実務的には、書面で請求してくださいという案内をする措置をとっておくのが無難ではないかと思えます。

以上のように、書面交付請求を書面によって行うべき旨を株式取扱規程に定めることはできると解してよいと思えますし、さらに進んで、全株懇モデルは単に「書面」としか記載されていないのですけれども、株式取扱規程で「会社の定める書式」、すなわち会社が定める所定の請求書によって行うべきことまで求めることもできるでしょう。もっとも、全株懇モデルのように、株式取扱規程では、単に書面によるべき旨だけを定めている場合には、会社が所定の書式を定めていて、株主がその所定の書式以外の書面によって請求を行ったときであっても、その請求は定款に根拠のある方法でされた請求であって、会社法上適法な請求がされているわけですから、会社はこれを拒むことはできないと解すべきだと思えます。（北村・前掲 44 頁）。

### 6-2 書面交付請求の時期

書面交付請求権の行使期限は、議決権行使の基準日です（325 条の 5 第 2 項）。会社法では、会社の事務処理の負担の大きさを考慮して、書面交付が必要な株主が誰かを、会社が基準日までに把握して登録しておくことのできる仕組みが導入されています。したがって、基準日の経過後に書面交付請求がされても、会社は、その基準日に

係る株主総会について書面を交付する必要はなく、基準日が経過していない次回以降の株主総会について書面交付請求があったものとして扱えば足りることになります。

もっとも、書面交付請求を基準日までに行わせることにしたのは、会社側の事務処理の便宜のためですので、会社の側からその利益を放棄して、基準日を経過してされた書面交付請求を適法なものとして扱うことは差し支えないと考えられます。

厳格な解釈をとりますと、株主平等原則との関係で、ある株主に基準日を経過した書面交付請求を認めるのであれば、全ての株主にこれを認め、あるいは、全ての株主の同意を得なければならぬと考えられるところ、株主の中には、もう法定の期限が過ぎたとして書面交付請求を断念する者もあり得ますので、単に期限を過ぎて請求してきた株主だけを一律に扱うだけでは足りず、結局のところ、株主平等原則に従った処理を行うことは、上場会社では事実上不可能になると解すべきことになるでしょう（北村・前掲 47 頁）。

確かに、例えば株主提案権については、まさにこのような考え方により、法定の期限に遅れた権利行使を会社の側から任意に認める措置をとることは、事実上無理であると思われます。そのような権利行使を認めたいのであれば、あらかじめ定款で 8 週間の期間を短縮しておけばよいと考えられます（303 条 2 項参照）。

しかし、書面交付請求については、期限に遅れた請求に応じることとしても、請求株主に対して会社が任意に一定の情報提供をすることになるにすぎません。会社が株主全員に対して会社法上要求される情報を提供している限りは、それを超える情報を一部の株主にだけ提供することは、株主平等原則の観点から問題が生じることはないとい一般に解されているのではないかと思います。例えば、株主全員に対して会社法上要求される情報を提供している限りは、一部の機関投資家等に対してだけ追加の情報提供をして委任状勧誘を行うというようなことは差し支えないと従来一般に解さ

れてきたと思われます。そうしますと、書面交付請求については、基準日を経過してされた請求に会社が任意に応じることは、差し支えないと解してよいのではないのでしょうか。

期限に遅れて書面交付請求してきた株主について恣意的な差別をして、一部の株主の請求には応じない措置をとることは、株主平等原則に違反することになりますけれども、例えば基準日後の一定の日を期限として設定して、その期限までは一律に請求に応じるという措置をとるのであれば、問題はないと思われます。

### 6-3 書面交付請求と株主たる地位の喪失

振替株式については、書面交付請求の宛て先として 2 つのルートが設けられています。第 1 に、振替株式であるかどうかにかかわらず、既に株主名簿上の株主になっている株主は、会社、すなわち株主名簿管理人に直接に書面交付請求をすることができます（325 条の 5 第 1 項）。

第 2 に、振替株式については、さらに株主は、直近上位機関を経由して書面交付請求をすることもできます（振替法 159 条の 2 第 2 項前段）。この場合は、株主名簿上の株主でなくても、この請求権を会社に対して対抗することができます（同条 2 項後段）。口座管理機関を経由しますので、請求者が口座簿上の株主であることは明らかなからです。

株主がまだ株主名簿上の株主になっておらず、次の総株主通知（振替法 151 条 1 項）に基づいて初めて基準日株主として株主名簿に記載される者である場合には、会社に対して自らが株主であることを対抗することはできませんので（会社法 130 条 1 項）、会社に直接に書面交付請求をする第 1 の方法をとることはできません。しかし、直近上位機関を経由するこの第 2 の方法をとりますと、まだ株主名簿上の株主になっていなくても、書面交付請求をすることができます。こういう仕組みになっています。

さて、この第 1 の方法ですと、個別株主通知な

しに、株主名簿に基づいて権利行使を認めるために、書面交付請求をした者が請求時点で既に株主でない可能性があります。株主でない者による請求は無効なはずなのですが、会社としては、その者に関する口座簿の情報をその者の直近上位機関に所定の費用を払って入手しない限りは（振替法277条後段、振替命令61条2号）、その者が請求時点で株主かどうかを確認することはできません。実務上は、会社としてはそのような者も書面交付請求をした株主として一旦は登録をせざるを得ないでしょうけれども、その者はどうせ次の総株主通知によっては基準日株主となることはできませんので、その者に招集通知を发出する必要はなく、結局、書面交付請求にも応じる必要はないという扱いになるのだと思います。

さらに、この第1、第2のいずれかのルートで株主による書面交付請求が有効にされた場合であっても、その後その株主が株式を処分して株主でなくなったときに、その請求の効力が問題となります。

その株主が株主たる地位を失ったのが基準日後であれば、書面交付請求の効力に問題はありません。基準日時点でその基準日に係る株主総会についてその者が議決権とそれと一体になった書面交付請求権を有することが確定済みだからです。

他方、その株主が基準日前に株式を処分して株主たる地位を失った場合には、書面交付請求は株主たる地位に基づく請求ですので、請求株主が株主たる地位を失った時点で書面交付請求は当然に失効すると解すべきこととなるでしょう。

その者がその後再び株主になった場合にも、一旦失効した書面交付請求が復活するわけではなく、その者が書面の交付を望むのであれば、基準日まで改めて書面交付請求を行う必要があると考えられます。

## 7. 異議申述手続

電子提供制度におきましては、いわゆる異議申述の手続が設けられています（325条の5第4

項・5項）。すなわち、株主が書面交付請求の日から1年を経過すれば、会社はその株主に対してその請求を失効させてよいか、異議があれば述べるよう催告することができ、催告期間は1か月以上ですけれども、異議がなければ、その請求は失効するものとされています。

さて、実務上、催告をすることのできる株主全員に対してではなくて、その一部の者に対してだけ催告をする、例えば一定の議決権数に達しない株主ですとか、あるいは議決権行使をしなかった株主だけに催告を行いたいというニーズが存在します。このように、一部の者だけに催告をすることは、株主平等原則との関係で問題はないのかを考えておく必要があります。

催告を受けることで、株主が受ける不利益は実質的には大きなものではありません。催告はそれだけで書面交付請求を失効させるわけではなく、引き続き書面の交付を望む株主は、異議を述べさえすれば書面の交付を受けることができ、また、仮に催告期間内に異議を述べなかったとしても、再び書面交付請求をすることが妨げられるわけでもないからです。

他方で、催告を行うにもコストを要しますので、会社としては、催告をすることのできる株主のうち、特に異議申述の可能性が低いと見込まれる株主に限定して催告を行うことには、合理的な理由があります。

催告をすることのできる株主の中から恣意的に一部の株主を選別して催告するというようなことをしますと、株主平等原則違反の問題が生じ得るでしょうけれども、前述のように、例えば一定の議決権数に達しない株主ですとか、議決権行使をしなかった株主だけに催告をすることには、合理的な理由が認められ、これらの株主に対してのみ催告をするという程度の差別的な取扱いが、株主平等原則に違反することはないと解してよいのではないかと思います（渡辺邦広ほか「株主総会資料電子提供制度の実務対応 Q&A(4)」商事法務2306号（2022年）49頁）。

以上、多くの会社で電子提供制度適用初年度の株主総会が終わったのを機に、決して網羅的なものではありませんが、重要と思われる運用上の問題を取り上げさせていただきました。報告は以上でございます。

~~~~~

## 【討 論】

○川口 ありがとうございます。

7項目についてご報告いただきましたけれども、余り細かく細分化して議論するというよりは、どこからでもご質問、ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

### 【みなし定款変更と定款変更決議との関係】

○伊藤 ご報告ありがとうございます。

項目 4-1 の「みなし定款変更と定款変更決議」というところですが、定款変更決議を全くやらずに、みなし定款変更だけを根拠に電子提供措置をとるということと、それから多くの会社がやっているとおっしゃった、わざわざ定款変更をやって、その定款規定を根拠に電子提供措置をとることとの間で、違いが生じるようなケースがあり得るのかを考えてみたいと思います。

違いが生じる可能性がありそうなケースとしては、わざわざ定款変更決議をやったのだけれど、その決議が事後的に取り消されたりした場合が考えられそうです。ただ、その場合も、やはりみなし定款変更のルールが適用されるのであるから、事後的にその決議が取り消されたとしても、結局会社は電子提供措置をとることができると考えてよいのであれば、違いは生じないと思います。

もう一つ違いが生じる可能性があるケースとして、その上場会社が上場廃止をして振替株式を発行しなくなった場合も考えられそうです。わざわざ定款変更をやっておいたのであれば、事後的にその会社が上場廃止をして振替株式を発行しなくなったというときにも、特段の行為を要せずにそ

のまま電子提供措置はとり続けられるのではないかと思います。

他方で、全く定款変更決議をやらずに、みなし定款変更だけを根拠にずっとその上場会社が電子提供措置をとっていたという場合には、上場廃止をして振替株式を発行しなくなれば、みなし定款変更のルールが適用される根拠もなくなり、もしその後で電子提供措置をとり続けたいのであれば、改めてその時点で定款変更をする必要があるとも考えられそうです。

もちろん、そのように考えたとしても、電子提供措置をとり続けたければ定款変更をやればよいというだけですので、そこもあまり深刻な違いではないと思います。

ただ、今申し上げたようなことから考えますと、私は、みなし定款変更という制度自体が法規定の適用を分かりづらくするもので、問題がないわけではないようにも思います。

この問題についても、ルールの作り方としては、みなし定款変更を定めるのではなくて、会社法本体に、振替株式発行会社は定款規定を要せずに電子提供措置をとれるということをダイレクトに定めることも、論理的には可能であるようにも思います。

ほかにもいろんな場面でみなし定款変更というやり方は用いられるのですけれども、そのルールの作り方自体が法規定の適用を分かりづらくする問題はあのかなというふうにもちょっと感じたところです。

○前田 貴重なご指摘をいただき、ありがとうございます。

まず、私が報告させていただきましたように、現実の定款変更決議をしても無効だという立場をとるのであれば、無効な決議は取消しの対象にはならないと思うのです。他方で、現実の定款変更決議が有効であるという立場をとった場合であっても、まさに伊藤先生がおっしゃられたように、決議が取り消されても法律の力で定款変更がされているわけですから、取り消す実益はないのでは

ないでしょうか。

○伊藤 なるほど。

○前田 結局、決議取消しは問題にならないということになるのではないかと思います。

そして、次におっしゃった上場廃止の場合も、法律の力であるにせよ、現実には決議をしたのであるにせよ、一旦定款に電子提供措置をとるという定めが設けられれば、その後は何も変わりはないのではないのでしょうか。伊藤先生がおっしゃったように、上場廃止をして振替株式が発行されなくなったときに、自分で決議をしている場合だけ電子提供措置をとり続けられるという考え方は、私はよく理解できませんでした。一旦設けられれば、後は全く対等なのかなと思った次第です。

○伊藤 設けられればとおっしゃったのは……

○前田 法律の力であれ、仮に有効説をとったとして現実の定款変更手続に基づいてであれ、電子提供措置をとる旨の定款の定めが設けられてしまえば、あとは違いは生じないのではないかと思いますのですけれども。

○伊藤 電子提供措置がその後はずっと使えるということなのでしょうか。

○前田 上場廃止になった場合も、上場会社以外でもこの制度は使えますから、上場廃止になったからといって、みなし定款変更による定款の定めが当然に廃止にされるものではないと思います。

○伊藤 なるほど。定款規定には何も書かれていないのだけれど、みなし定款変更によって、書かれていない定款規定が存在するものとみなされているという状態なのではないでしょうか。

○前田 みなし定款変更と、実際の決議で定款変更したのと、差は全くないのではないのでしょうか。

○伊藤 ただ、上場廃止後に、定款に何も書かれていないのに、過去にみなし定款変更によってその旨が定款に書かれているものと扱われるというのは、かなり……

○前田 いえいえ、みなし定款変更によって法律の力で定款変更がされれば、いわゆる形式的意

義の定款、すなわち書面とか電子的なファイルのほうも併せて変更はしないといけないですね。

○伊藤 なるほど、記載はされて……。

○前田 ええ。みなし定款変更だからといって、いわゆる形式的意義の定款は変更しなくていいということにはならないと思います。

○伊藤 なるほど、分かりました。

○前田 確かにみなし定款変更というのは分かりづらく、立法論としては、伊藤先生がご提案くださったように、例えば会社法本体に「上場会社は電子提供措置をとらなければならない」という規定を直接に置いてしまうことは考えられるのだろうと思いました。

○伊藤 ありがとうございます。

#### 【定款変更決議と整備法 10 条 3 項との関係】

○北村 ご報告、ありがとうございます。

私も、3 ページの 4 の定款の定めについて質問したいと思います。

前田先生は、現実には定款変更決議をしても、上場会社はみなし定款変更されるから、決議は無効ではないかとおっしゃいました。これについて、無意味だけど有効だと考えるか、無効と考えるかによって、2 つほど違いが生じるのかなと思いました。

一つは、前田先生が 4-2 のところでおっしゃっている株主総会参考書類における議案の説明ですが、決議がそもそも無効であれば、議案の説明自体無効になるのではないか。一方、決議が有効であれば、議案の説明の部分も有効ということになるのではないか、という点です。

もう一つは、前田先生が 1 ページで述べられている整備法 10 条 3 項との関係ですが、整備法 10 条 3 項は次のように規定をしています。「前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社の取締役が株主総会の招集の手続を行う場合」は、株主総会の日が施行日から 6 か月以内の日である場合に限り従前の例による。この規定は「みなされた会社」と言っているのですね。と

いうことは、みなし定款変更の場合だけを考えているのかもしれない。そうだとすると、上場会社が自主的に定款変更をすると、10条3項が適用されるのかどうかを別途考えなければならなくなります。

私は、もし任意に定款変更をすれば10条3項が適用されないとすると、去年の9月1日以降に定時株主総会を開けば、電子提供措置をしなければいけなくなって、基準日が9月1日より前であれば書面交付請求ができないという状況になるのはおかしいから、任意に定款変更をした場合でも10条3項は適用されると解釈しなければならない、と考えます。

私としては、整備法10条3項のように解釈で補う場面もありますけど、定款変更決議は無意味だけど有効としておく方が、株主総会参考書類の記載とかその議案に関連して行われた説明との関係では、実益があるのではないかと考えますが、前田先生のご見解を伺いたいと思います。

以上です。

○前田 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。北村先生の言われる無意味だけれども有効という、その有効ということにはどれだけの実益があるのか、何か法的な効果と結び付くのかということが問題なのだと思います。

そして、1つ目の点、当面は書面を送りますということを現実の定款変更決議に際して会社が表明していた場合に、北村先生は、決議が無効ならその表明も無効ではないかということを示唆され、私もそこは気にはなったのですけれども、いかに無効な決議に係る議案の説明であっても、会社がそういう決定をして表示をしたのであれば、やはり株主は期待をするのですね、当面は書面交付請求をしなくても書面がもらえるのだと。ですので、やはり取締役は、その表明に拘束されると解するのがよいのではないかと考えました。

そう考えるのであれば、現実の決議はやはりやっても意味がない、無効と言ってもよいと思うのですけれども、もし北村先生のようなお考えに立

てば、その決議は無意味だけど有効にされたと考ええる必要があるということですね。

それから、ご指摘くださった整備法10条3項には、まさに北村先生がおっしゃった問題があり、普通に読めば、みなし定款変更によって定款変更した場合にしか適用がないように読めてしまうのですね。ですから、この整備法の規定は、むしろ私のように現実の定款変更決議は無効であって、決議していても定款変更はみなし定款変更によってのみ生じる、すなわち決議していても何の意味もないという考え方を補強する規定になっていると理解しています。

この整備法の規定は、形のうえでは確かに、みなし定款変更による定款変更がされた場合にのみ適用があるように読めるのですけれども、法務省の立案担当者は、現実に定款変更決議をするのであっても、この規定は適用されるという説明をしていますね（神田ほか・前掲88頁〔竹林発言〕）。この整備法の規定との関係を考えても、私は、無意味だけれども有効だという考え方をとるよりは、もう無効と言ってしまうたいのです。

例えば、現実にはあり得ない例ですが、今年の定時株主総会で会社が現実に定款変更するという決議をしたとすると、それは異論なく無効と考えられるのではないかと思います。もう法律の力で変わってしまったわけですから、すでに変わっているものを変更する決議はできないので、決議は無効だということに異論はないと思うのです。

他方、私に取り上げた例は、みなし定款変更の効力発生と現実の定款変更決議に基づく定款変更の効力発生が同時なのですね。同時なので、そういう現実の決議に基づいて定款変更がされているのだという解釈を生む余地が生じているのだと思います。しかし、報告でも申しましたように、否決されたって変わるわけですから、やはり法的には無意味なことをしているのだと私は考えたいと思います。

○北村 ありがとうございます。

### 【定款変更決議は無効か】

○行澤 会社法 830 条 2 項は、総会決議の無効は決議内容が法令に違反するというを前提としています。そうすると、任意に定款変更決議をしても、どうせ同時期に法律が規定したみなし定款変更が効力を生じるので、当該任意の総会決議に意味がないと言える場合、しかしそれが法令に反するとまでは言えないのではないかとこの点が疑問なのですが。

○前田 定款の変更となるためには、実質的意義での定款の変更、つまり抽象的なルールを変更するのでなければなりませんね。

○行澤 はい。

○前田 今回の場合、確かに同時なのでちょっと微妙ではあるのですけれども、同時に法律の力で変わるのですよね。そうすると何か別に決議をしたところで、その決議に基づいて抽象的なルールが変更されると考える必要はないと思うのです。結局、会社法が言う「定款変更」になっておらず、決議内容が法令に違反すると考えたいのです。

○行澤 おっしゃっていることは分かるのですが、必ずしも当該総会決議が何か積極的に法令に違反するという事はないですね。つまり、将来法律の規定によってみなし定款変更が生じるということを前提として、その法律の内容に反しないような決議をその効力発生前に株主総会で決議しておくということは、それ自体、確かに特別な意味を付加するものではないけれども、逆に無効であるとするまでの違法性という現実的必要性もないのではないのでしょうか。

○前田 何か具体的な法的意味に結び付かないのであれば、有効な決議だという意味があるのでしょうか。北村先生が先ほどおっしゃってくださった第 1 の点についても、繰り返しになりますけど、たとえ無効な決議に係る議案についての説明の中であっても、説明したことにはそれなりの意味はあると思うのです。

○行澤 それはそうですね。

○前田 そう考えますと、現実には決議をしても

法的には意味はないのではないかと。ただ、法的に意味のない無効な決議に係る議案を作成して株主総会に上程することは取締役の任務懈怠になるという議論は、ひょっとしたらあるのかもしれませんが。しかし、無効な決議ではあっても、現実の決議を行うことで、株主に報告をするという意味はあると思います。

法律の力で変わった場合、株主には定款変更があったことが通常分からないですからね。

○行澤 分からないですね。

○前田 ですので、お知らせをするという意味では有益ですし、また、そのためだけに株主総会を招集したりすると、費用も莫大にかかってしまいますけれども、単に定時株主総会で無効な決議に係る議案をくつつけただけならば、任務懈怠というほどのこともないのではないのでしょうか。お知らせをするという重要な機能はあると思います。

決議は無効だという私の考え方からすれば、決議を行うのではなくて、任意の報告事項として、今度こういう会社法改正があって、当社の定款はこう変わります、したがって形式的意義の定款もこう書き換えますということを報告するのが一番理論的にはすっきりするというように思います。

○行澤 付け加えますと、おっしゃるとおり、レジユメの 3 ページ、4-2 のフルセットデリバリーを任意にやると言っておきながらやらなかった場合のケースで、確かに決議の効力が無効であっても、その取締役会等の言明とかステートメントは有効だと思いますので、それは実質的に株主の期待ということに結び付けられる——だから、その場合は前田先生の結論に全く賛成です。

○前田 ありがとうございます。

### 【形式的意義の定款の変更と株主総会決議】

○船津 あまりここにこだわる必要はないのかもしれませんが、まず経過措置は、みなし定款変更決議がされたとみなされているだけであって、株式併合等と違って、定款自体が変更したとみなされるわけではないという規定ぶりだと思います。

そうだとしたときに、要するに、実質は前田先生のおっしゃっていることと余り変わらないのかもしれないのですが、確かに、実質的意義の定款変更というか、電子提供措置をやるという会社の意思決定はそこで既に決定されているとみなされるわけですが、問題は、実際に会社の定款をどうするかという話になったときに、一体何条に置くのかとか、そういうあたりの形式的意義の定款の方の変更が一義的に決まらないということがあるかと思えます。

そういう場合に、形式的な定款変更は株主総会特別決議がどれだけ要するかというのは、論者によってかなり違っているとは思いますが、より堅く見た場合には、やはり文言の変更一つで法律の条文と同じように変わる可能性がある以上は、そして定款変更が株主総会決議事項だとされている以上は、文言をいじること自体が定款変更なのだと思えることができると思います。

ましてその場合に、実際の規定ぶりを作るということまで考えますと、やはり今回のみなし決議は、確かに方針としてというか、実質的意義の内容としてはもう既に決議されたとみなされるものかもしれませんけれども、規定ぶりとしてどうするかということは相変わらず株主総会の権限事項と考えるべきだと思いますので、やはりそこは有効と解さざるを得ないのではないかという気がしております。

ただ、前田先生のおっしゃるように、実質的意義は既に決議したとみなされているのだから、それはもう意味がないんじゃないかと言われればそうなのかもしれないのですが、むしろ形式的意義の定款変更という形でどこまで範囲が及ぶかということを考えると、やはり従来の考え方からすると、それにも関わらず無効と解することにはならないのではないかなと思えました。

以上です。

○前田 貴重なご意見ありがとうございます。

実質的意義の定款変更があった場合に、それを定款の何条に置くかとか、あるいはどのように表

現して記載をするかということも重要ではあるのですが、私が理解している限りでは、学説では、株主総会決議が要するのは実質的意義での定款変更、すなわち抽象的なルールの変更だけであって、あとは、それに基づいて代表取締役が形式的意義の定款に落とし込むだけのことだと解されてきたと思います。

確かに、何条に置くかとか、どういう表現をとるかということについてまで株主の目にさらして現実の定款変更決議を行うことは、単に定款変更の内容をお知らせするにとどまらず、定款の体裁がこれでいいですかということまで株主に確認するという意味もあって、そういう意義が認められることはよく分かります。しかし形式的意義の定款の体裁のようなことは、株主総会の特別決議で決すべきほどのことではないですね。繰り返しになりますけれども、株主総会決議が必要なのは抽象的なルールの変更だけであって、それに基づいてどう記載をするかは代表取締役の権限であると考えるのがよいと思います。

例えば実質的意義の定款変更があったのに、それを著しく不適正な形で形式的意義の定款に書き込んだというようなことがあれば、取締役の善管注意義務違反になると考えればよいのだと思いますが、船津先生、いかがでしょうか。

○船津 恐らくそこは見解の相違というか、定款変更に関する考え方の違いということだと思います。結構です。ありがとうございます。

#### 【株主への情報提供の在り方】

○梅本 全く違う論点で、また大ざっぱなコメントになりそうですけれども、1ページ目の「発送物の実際」を見てみますと、比較的多くの会社が書面とウェブのいずれも情報提供をしていたということですね。ウェブ開示も含めてということなのですが、そういう場合の株主への情報提供の在り方というのは、ちょっと問題が出てくる場合もあるのではないかなと思えました。

というのは、ある会社で監査役の方が辞任され



て、その次の株主総会で会社法 345 条 2 項に基づいて辞任の意見・理由を述べたというケースがありました。これは事業報告での記載事項 (121 条 7 号) になっております。その会社はウェブ開示できる事項なので、招集通知の方では書かなくて、ウェブの方で開示をして提供する形にしていたのです。

なぜそういう形にしたかという、推測でしかないのですが、招集通知の方は株主としては重要な書類と受け取るからではないかと。先生が書いておられるように重要性がどの程度あるかという、基本的に全部重要だというのはその通りだと思います。ただし、書面の招集通知・参考書類はより重要なもの、ウェブの方はそうでもないという受け取り方があるのも確かではないかと。株主は、議案の書いてある方の書面情報を中心に見て、ウェブにある単体の計算書類だとか事業の経過なんて情報はあまり関心がないので、ウェブの方は見ない。ところが、121 条の 7 号のように、監査役が辞任してその理由として、会社に不都合な理由が記載されたりした場合に、そういうことを書面の方で出してしまうと、何かとガバナンスの不備みたいなことに株主の注意が向いてしまう。そうしないために、ウェブの方に入れてしまったとすると、そういうことが妥当なのか疑問に思えます。最近の事例でしたので、ちょっとそんな印象を持ったということで、単なるコメントです。

○前田 貴重なご意見ありがとうございます。

梅本先生のおっしゃってくださった 121 条 7 号の事項は、私が報告させていただきました会社法施行規則の改正前、すなわち記載しないとイケない事項が比較的広がった時期から、既に記載しなくてよいことになっていた事項なのですね。

○梅本 そうです。ご指摘のとおりです。

○前田 確かに、先生のおっしゃるように個別具体的には、たとえば 121 条 7 号のような事項であっても、書面で株主にお知らせするのが適切であるという場合があることは理解するのですが、制度として一般的に、電子化がこれだけ進

展している状況の中で、類型的に重要なものだけに絞っていった結果として、個別具体的には書面にしておくのがふさわしい項目が削られてしまったおそれは否定できないのだと思います。

これはまさに立法論といえますか、施行規則改正の問題として、もし 121 条 7 号の事項が重要だというのであれば、電子提供措置事項記載書面に必ず載せないといけないという議論をすべきことなのだろうと思います。

しかし、個別具体的に重要なことがありうるというようなものを拾っていきますと、結局省略できない事項が増えていくことになります。この研究会で、前に梅本先生は、できるだけデジタルデバイドの弱者保護は将来解消すべきであるというご意見を述べておられたと思いますので、そういう方向を目指すのであれば、必ず記載しなければいけない事項を絞り込んでいくべきことになります。記載すべき事項がゼロになるということは、すなわち会社法上の書面交付請求の制度が廃止されることを意味するのですね。

将来はそこまで進むのかもしれませんが、今はそれに向かう過渡的な措置として、少しずつ絞り込んでいく。その過程で本来残すべきものもひょっとすると削られているのではないかというご懸念があることは、よく理解いたしました。

○梅本 全部ウェブあるいは、全部書面となると問題ないのですが、一部だけ書面に書き分けるというところにちょっとうさん臭さが……。

○前田 電子提供措置として、ウェブ上には全部載せなければならぬのですが、その中で一部だけを切り取って書面にして株主に交付しないとイケないということですね。

#### 【議決権行使書面の電子提供】

○川口 議決権行使書面を電子提供した会社はなかったようですね。これまで郵送されてくる議決権行使書面は、氏名や株主番号などが記載されており、株主総会の入場票の役割を果たしていました。これを会場で提示すれば株主総会に入れたわ

けです。もし、これを電子交付にした場合、この実務は変わるのでしょうか。今回、そのことも考慮して、電子提供がなかったというのは考え過ぎですか。

○前田 それだけのために送っているというわけではないと思います。(笑)株主総会当日は株主の資格確認を短時間で大量に行わなければなりませんので、議決権行使書面を提示するという方法が上場会社で広くとられているというのは、川口先生のおっしゃるとおりだと思います。

けれども、資格確認の方法がそれに限られるわけではなく、それこそアクセス通知のはがきを受付で提示させるとか、ほかにも方法があるのであって、資格証明の手段のために議決権行使書面を紙で交付しているわけではないと思います。

○川口 分かりました。ありがとうございます。

#### 【株主の議決権行使への影響】

○片木 今のところとある程度関連するところで2点ほどお聞きしたいのですけれども、1つは、1ページ目で、今年度に限ってはフルセットデリバリーが非常に多かったということで、議決権行使比率の低下の懸念ということが書いてあったのですが、今まで、既にある程度重要な事項についてもかなりウェブ開示が進んでいたような状況で、今回の仕組みによって従来以上にウェブで見に行かなきゃいけないものが増えてきたという、そういうことによって議決権行使をやめる人たちというのが一体どの程度いて、どのぐらいの比率になるのか。多分、法人株主で書面がないと嫌という人はまずいないだろうと思うのです。

それで、今まで比較的積極的に議決権行使書面や電磁的投票を返されている個人の株主の方について言えば、ホームページを見に行ってくれと言われたら見に行くか、こう言うのは何ですけれども、ほとんど見に行きもせず、議決権行使書面をぱっと出しちゃうような方が非常に多くて、書面を一々ホームページまで見に行かないといけなから投票をやめましたなどというのが、株主数、

ましてや議決権の比率から言ってそんなにあるのかというのがちょっと疑問なので、どうなのかなと思って、ご意見をお聞きしたいというのが1点です。

○前田 データに関しては、まだ実務家等の座談会の記事を見た限りのことしか存じ上げず、ごく限られた会社についてのことなのですが、議決権の行使について特に目立った影響はないという意見が実務家から出されていました。

確かに、法人株主はもともと書面は当てにしていけないという面があるでしょうし、個人株主についても、資料の提供の仕方が変わったからといって、さほど議決権行使の有無に影響するものではなかろうというように推測はしておりました。今年の年末の旬刊商事法務誌の株主総会白書では具体的なデータが出るかもしれませんが、現時点では、どのように議決権行使に影響があったのかということについて、データを持ちあわせておりません。

#### 【定時株主総会への「提出」の意味】

○片木 もう一点、2ページのところで、ウェブ開示ないしは書面交付請求からも排除できる項目が、今回、施行規則で増えたということですが、それに関連して、ちょっとそこに書いていない話で恐縮ですけれども、会社法438条で、取締役会設置会社におきましては、株主総会招集通知に際して各書類を提供して、ここにはもちろん電子的措置による提供も含むのですが、そのうえで計算書類及び事業報告は定時株主総会に提出することが要求されております。

従来、招集通知で送付したものについても、一応総会の場に置いておいて、必要な方が取りに行けるようなことにしたり、また一部の会社では、ウェブ開示事項にされている内容についても、総会の場におきましては一応配布可能なようにしていらっしゃるようですけれども、全ての会社がそうしているわけでも必ずしもないようで、そうすると、提出って何なんだと。

画面に表示するというのも提出というふうにも理解できるのであれば、ウェブ開示されているような事項なんかについても含めて、計算書類、特に事業報告なんかについて、全部一応総会の場合において画面表示する必要があるのかしらとか、ちょっとそのあたりが非常に分かりにくいもので、ウェブ開示が非常に進んできた場合に、では、書類の提出というのはどのようにしてするのか。ある程度ウェブ開示事項も含めて全部一応総会の場合に置くというのが前提になるのかということについて、ちょっとお教えいただければと思います。

○前田 438条1項が計算書類、事業報告を定時株主総会に提出・提供せよと規定しているのは、株主に提供せよというのではなくて、株主総会に提出せよということですよ。株主に対してはもう招集通知のときに提供済みなので。

○片木 総会に提出するのは画面開示でもいいのかなとは思ったのですが。

○前田 従来、書面を原則にしていた時代でも、この提出・提供というのは、事業報告であれば、事業報告に係る情報が全体として議場に提供されればよいのであって、典型的には、送付された書類の記載のとおりである旨を議長が述べれば提供したことになり、かつ報告したことになると考えてきたのではないのでしょうか。会場に書面を備え置くかどうかというのは、個々の株主への提供の話であって、別の話ですね。

電子提供制度の下でも、提供された資料のとおりである旨を議長が述べれば、それで株主総会への提出・報告になるのであって、ここは特に、書面を原則としていた従前の場合と実質的な変更はないのではないかと理解していたのですけれども、いかがでしょうか。

○片木 私、ちょっとそこがよく分からなかったのですが、報告というものについては、もちろん事業報告を提出したうえで、普通は報告になるわけですね。事業報告については報告ですし、上場会社ですと、会計監査人設置会社ですから、計算書類も報告になります。それについては画面を

見せながら報告をすればそれでいいのだらうと思うのですが、「提出」とは何かというのが従来気になっていたところです。

大体従来は、書面をそのまま総会の場合に置いてあったようなので、それでいいのかなと思ったのですが、ウェブ開示が非常に増えてきて、ウェブ開示事項まではもし置かないということになった場合には、総会の場合での画面、スクリーンへの提示だけが提出ということになると思うのですが、その全部をきちっと見せるわけでもないでしょうから、特にウェブ開示事項なんかについて、それで提出したというふうに言い切れるのかなというのがちょっと気になったというところです。

○前田 先ほど申しましたように、会場に備え置くかどうかは株主への提供の話ですね。株主総会に提出するとは、株主総会において議題として取り上げるということになるのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○片木 報告事項として一応含めるということであれば、具体的には別に何もなくて……。

○前田 ええ、事業報告について言えば、招集通知に事業報告の報告が議題として取り上げられていて、そして当日も議題として取り上げられれば、それで提出されたことになるのであって、従前と違いはないのではないのでしょうか。

会場のスクリーンで事業報告の内容を投影したからといって、それが提出となるわけではなく、議題として取り上げられるかどうか重要だと思うのです。

○片木 準備書面なんかでも、この準備書面を引用いたしますということで準備書面を提出したみたいな形になりますけれども、それと同じように考えていいということでもよろしいのでしょうか。

○前田 ええ、個々の株主に対しては招集通知のときに情報を提供済みであることが前提となりますが、そう考えていいのではないのでしょうか。

○片木 ありがとうございます。

【フルセットデリバリーをやめる正当な理由】

○白井　ご報告ありがとうございました。大変勉強をさせていただきました。

私の質問は、レジュメ3ページの項目4-2についてです。現実の定款変更決議をする際に、株主総会参考書類における議案の説明の中で当面はフルセットデリバリーを実施する旨を記載した場合に、前田先生のご報告の中では、正当な理由があればフルセットデリバリーをやめることができるけれども、その場合、基準日より相当期間前にきちんと株主に予告しておく必要があるというご指摘がございました。この点につきまして、個人的には、ここにいう「正当な理由」としてどこまでのものを要求すべきなのかという点が気になりました。

すなわち、議案の説明において、当社では当面はフルセットデリバリーをやりますよと述べた当時と比べて、例えば経営状況が悪化しているとか、株主構成が変化してデジタルデバイドの問題を懸念する必要がなくなったとか、もしくは株主にその後アンケート調査等を行って、フルセットデリバリーは要らないといった意見が多数を占めるようになったなどの事情まで確認したうえで、コストがかかるのでフルセットデリバリーはやめることにしますというようなレベルの、それなりに高いレベルの「正当な理由」が必要となるのか。それとも、経営状況の変化を認識したり、フルセットデリバリーに対する株主の意識等を確認したりする必要もなく、やっぱりコストがかかるからやめますといった程度の理由で足りるのか。こうしたどの程度の水準の「正当な理由」が求められるのかといったあたりが、実務への影響という観点からは問題となり得るところかもしれないと感じました。

私個人の感想としては、フルセットデリバリーを中止するに当たって正当な理由を要求するにしても、やっぱりコストがかかるからやめますという程度の理由で十分ではないかという印象を持っております。と申しますのも、議案の説明の中で当面はフルセットデリバリーを実施する旨を述べ

たとしても、①そのことにより株主の議決権行使行動が変わりうるといった事情は問題視する必要がないと考えられることに加え、②フルセットデリバリー中止により株主が被る不利益はせいぜい書面交付請求の機会を失いかねないという程度にとどまると考えられるからです。①の点ですが、先ほども議論になっておりましたように、上場会社におけるみなし定款変更により、結局のところ定款変更決議は法的には意味がないと解される以上、議案の説明の中で当面はフルセットデリバリーをやりますよと説明をしたことによって、抽象的には、定款変更議案について株主の賛成票を増やすという効果が生じうるとはいえるわけですが、そもそも定款変更決議に法的には意味がないわけですので、たとえその後すぐにフルセットデリバリーを中止したとしても、定款変更議案に賛成した株主の議決権行使行動が当面はフルセットデリバリーをする旨の説明によって歪められたかもしれないという側面は、基本的には問題視しなくてよいのではないかと思います。そうすると、当面はフルセットデリバリーをやりますよと説明しつつも、その後すぐに中止したことにより株主が被る不利益というのは、②当社ではフルセットデリバリーがされると考えて書面交付請求をしなかったという、書面交付請求の機会を失ったという不利益の程度にとどまるのではないかといえそうです。

このように、フルセットデリバリーをしてくれるので書面交付請求をしなかったというような場合には、株主の利益保護を考えないといけませんが、その点につきましても、前田先生のレジュメの中では、基準日より相当期間前の株主への予告というものを要請されておりますので、そうすると、株主としては中止を知って書面交付請求をすることはできますから、書面交付請求の機会を失わせるという不利益も基本的には問題視しなくてよいといえそうです。

そうすると、定款変更決議におけるフルセットデリバリーの説明について、それによる株主の議

決権行使行動の歪みを問題視する必要はないことに加えて、株主が被る不利益も限定的であると考えられることからすれば、フルセットデリバリーをやめるという判断については経営裁量の問題として基本的には自由に認めてよいのではないかと考えた次第です。確かに、説明により株主にフルセットデリバリーの期待が生じるとはいえるのですが、中止について、基準日より相当期間前に株主に対して予告することさえ確保すれば、後は書面交付請求をしてもらえばよいだけの話と考えることもできますので、「正当な理由」について高い水準のものを要求する必要はないという気が個人的にはしておりまして、この点につきまして、先生のご意見を伺うことができましたら幸いです。

○前田 貴重なご意見、ありがとうございます。

ここはさほど深くは考えていなかったのですが、今白井先生がおっしゃってくださったように、基準日より相当期間前に、もう次回からはフルセットデリバリーを行わない予定であることを予告しておくことを前提にすれば、ここの正当な理由は、それほど厳格に解する必要はないと思います。

すなわち、白井先生がおっしゃってくださったように、例えば経営状況が悪化したとか、あるいは、株主構成が変わってデジタルデバインドに懸念のない株主ばかりになったとか、そのような限られた場合に限らず、コストがかかるからということでも差し支えないのではないかとというように、今の先生のお話を聞いて感じました。

幾ら「従前と同様に送付します」と書いていても、その意味するところは、「送付する予定です」という意味に解すべきだと思ふのですね。必ずずっとやりますということを言明したということではありませんので、合理的理由があれば変更することができ、その合理的理由は「コストがかかるから」という程度のことでいいのではないかと思います。

○白井 ありがとうございます。

【フルセットデリバリーを実施する旨の説明と決議の瑕疵】

○船津 白井先生と同じところなのですが、フルセットデリバリーを実施する旨の「記載」と書かれているのですけれども、その後、もしフルセットを約束していたけれども、それをしなかった場合については、決議方法が著しく不公正であることを理由に決議取消事由が生ずるおそれが否定できないと書かれているのですが、まず、これはどの決議の話なのでしょう。もしかしてご説明があったかもしれませんが、確認させていただきたいというのが一点。

もう一点は、定款変更決議が無効になるという話なのか、将来的には次の年度以降のものが決議取消しになるということにしても、これは、具体的にはどういう論拠で違法というか、著しく不公正となるのでしょうか。恐らく法的な何らかの義務とかいったものに反すると、取締役はそういうものに拘束されていることを前提としてのご見解だと思うのですが、フルセットデリバリーをしますということは、決議の内容ではないわけですね。

そうだとしたときに、この場合、そういう義務というものが生じるのが、議案による表示というところに重きを置かれているのか、それとも、定款変更のときに説明をした、にもかかわらずやらなかったということでも、やはりそれは決議取消しになるのかというあたりが非常に気になっております。

といいますのも、説明だけでも瑕疵が生ずることであれば、将来的にこういうような約束をしますということをしてしまったときに、それが全て義務になるというようなことになるのであれば、かなり総会実務が萎縮する気がします。もしそうだとした場合に、表示することと口頭で説明することとどういう違いが出てくるのかといったあたりもお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

○前田 私がレジュメで決議取消事由が生ずる

おそれがあると書いた決議というのは、定款変更決議のことではなくて、その後の株主総会において、書面交付すると表示していたにもかかわらず、書面交付がされなかった、すなわち株主総会参考書類等が適正に交付されなかったという瑕疵のある決議のことです。

そして、取締役の義務になるとか、あるいは決議方法の著しい不公正になると申しましたのは、会社として当面はフルセットデリバリーを行うことを取締役会で決議をしたのですね。取締役会決議は、外部に表示されるまでは撤回自由だけれども、一旦外部に表示されれば撤回できないというのが通説ではないかと思います。

取締役には、明文規定のある株主総会決議の遵守義務だけではなくて、取締役会決議の遵守義務もあるでしょうから、取締役会で決めておきながら、それをやめることにするのは、取締役の善管注意義務違反になるのではないのでしょうか。

そして株主の側から見れば、会社がフルセットデリバリーをしてくれると思ったから書面交付請求をしないうちに、いきなりフルセットデリバリーをやめられて、しかも少しのんびりしている間に書面交付請求の機会も逸してしまって、十分な情報提供を受けられなかったという不利益を受けるおそれがあります。このことが決議方法の著しい不公正と評価されるおそれがあると、考えた次第です。

○船津 分かりました。前田先生が最後におっしゃった、株主の信頼があって、信頼を裏切るという点においては不当決議だということで、次の総会に関して決議取消しがあるというのは分かったのですが、定款変更のタイミングで約束していたということの法的拘束力に重きを置くと、それはもしかすると決議の騙取とか、そちらの方の話になって、定款変更議案の方の決議取消しということを主張される方がしっくり来るのかなと思いました。あと、取締役会決議の拘束力だということであれば、取締役会決議で覆せるということになると、先ほどの白井先生のご質問ではないです

けれども、比較的ゆるゆるで、どんな経営判断であってもオーケーだというふうに言えてしまうのかなという気がしましたので、やはり最終的には、株主の信頼というところで正当化するのかなと思いました。

○前田 先ほど申しましたように、私が決議の瑕疵を問題としたのは、定款変更決議のことではありません。定款変更の決議のときは、そのときに取締役会が本当に当面はフルセットデリバリーをするつもりだったのであれば、何も虚偽の説明はないのであって、決議に瑕疵はないのではないのでしょうか。

そして、正当な理由があれば変更できるというときの正当な理由については、先ほど白井先生からご指摘いただきましたように、それほど厳格に解する必要はないと考えております。

○伊藤 今の点ですが、私も前田先生のお考えに賛成です。要は、会社の側が、当面フルセットデリバリーが行われるであろうという期待を株主に生じさせている。その期待は正当な期待であるところが、そのような期待を裏切るような形でその後総会の招集をやって決議をしたということですので、場合によっては、招集手続および決議方法の著しい不公正になり得ることは確かだと思います。

ただ、その場合に、取締役の義務という理屈を挟む必要はないのではないかと思います。単純に、期待を生じさせて、それを裏切る行為をやったことが著しい不公正だと捉えればいいだけで、それ以上、取締役会で決議しているのであるからとか、取締役の義務になっているということは、あまり強調されなくても、同じ結論にはなりそうだなと思った次第です。

○前田 貴重なご指摘ありがとうございます。決議の効力を考えるときに別に取締役の義務を持ち出す必要がないのはおっしゃるとおりです。私が取締役の義務の話を持ち出したのは、場合によっては取締役の善管注意義務違反となり、十分な情報をえられなかった株主に対して取締役が

責任を負うこともあり得なくはないということを  
申し上げたかっただけです。

○川口 ありがとうございました。

ほかにもご質問等々あるかと思えますけれども、  
時間が来てしまいましたので、本日の研究会はこ  
れで終わりにしたいと思います。活発なご議論を  
ありがとうございました。